

○飯塚市県指定無形民俗文化財保存会運営費補助金交付要綱

平成26年1月28日

飯塚市告示第22号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市内に所在する郷土芸能の保護継承を図るとともに、後継者の育成などの事業及び活動等を支援するため、県指定無形民俗文化財に指定された郷土芸能の保存会(以下「保存会」という。)の運営に対し、補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体等)

第2条 補助金の交付対象となる保存会は、次のとおりとする。

(1) 綱分八幡宮放生会御神幸祭保存会

(2) 大分八幡宮獅子舞保存会

2 補助の対象となる経費は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において市長が定める。

(補則)

第4条 補助金の交付申請に係る申請書等の様式、その他の補助金の交付等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第2条関係)

| 補助の対象となる経費 | |
|------------|--------------------------------------|
| 1 | 文化財の保存、修繕経費(衣装、道具類) |
| 2 | 公開、活用及び普及に関する経費(案内状等送付、ポスター、チラシ作成費等) |
| 3 | 伝承者育成に関する経費(練習用品等) |
| 4 | その他の保護継承に関する経費 |